

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	石倉 (石倉)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	30.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	30.3 ha
② 田の面積	28.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	26 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

圃場整備事業が昭和62年から平成5年にかけて行われ、農業生産を行う基盤はある程度整備されている。地域的には姫路市の中心部から車で20分程度で来ることができ、また自動車専用道路のランプがあるなど、交通の便が非常に良い地域である。このため海岸部の工業地帯、市内中心部への交通の便がよいこともあり、農業従事者は少なく、集落営農組織、認定農業者が中間管理機構を利用しての作業受委託や使用貸借等により、水稻・麦の栽培を行っている。高齢化が進むなか、この状態をいかに維持していくかが課題である。
主な作物:水稻、麦、野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

集落営農組織による水稻・麦による土地利用型農業の技術力の向上を図り、収量アップ、高品質化を目指すなどを行い、集落営農を維持発展させるとともに集落営農が近隣の農事組合と連携し、筍の収穫、加工からでる廃棄物を農業生産へ活用したり、地域資源を活用し人の交流の活性化を図るなど新たな取り組みを模索していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
ひょうご農林機構を通して、農地の集約化をより一層図り、栽培において、栽培作物のブロック化をし農業機械の効率的利用を図ると共に、水稻・麦のローテーションを最適化していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	76	%	将来の目標とする集積率
			90 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現在の集積率は70%以上と高いが、高齢化と企業等の定年延長もあり個人営農者の離農が進むと考えられるため、集積率を90%以上を目標とする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
集落営農組織と認定農業者とのすみ分けと共存を図る。 集落営農組織の役割と経営を地域住民に理解をもらい、地域住民の住環境を守る意識の醸成を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
現在ひょうご農林機構を利用した、作業受委託、使用貸借が主である。 今後新たな不在地主、耕作ができない者が出てきた場合は農地中間管理機構の利用方法を周知していきその活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組
圃場整備をおこなってから、歳月が経過しており、農業施設の老朽化や区画面積が大型農機に適応していないなどの問題が生じている。そのため機構関連圃場整備を行うことが望ましいが、その意識の共有には、時間がかかるため、当面は、多面的機能支払交付金を利用し、農業インフラの維持管理を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域に定着を希望する新たな認定農業者があれば、集落営農組織及び既存の認定農業者含めた地域の協力を受けながら受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農地所有者の理解が得られた場合や経済的合理性がある場合には、導入、検討を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	✓	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①地域全域の山裾に柵を設けており、適宜補修しながら対策している。今後完全に包囲したい。
③田植え、農薬散布等へのドローン活用を検討する。
⑦担い手が耕作できない小規模な農地等の管理については、多面的機能支払交付金による管理を検討する。
⑩農地所有者の相続発生時においては、相続者への農地中間管理機構の制度の説明を行い、制度の活用の継続や新たな設定を行っていきたい。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集		水稻・麦	24 ha	- ha	水稻・麦	24 ha	- ha	A	圃整済
認農		野菜・果実	2 ha	- ha	野菜・果実	2 ha	- ha	B	圃整済
利用者		水稻	0.16 ha	- ha	水稻	0.16 ha	- ha	C	
利用者		水稻	0.13 ha	- ha	水稻	0.13 ha	- ha	D	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	4経営体		26.29 ha	0 ha		26.29 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	兵庫西農業協同組合	防除	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

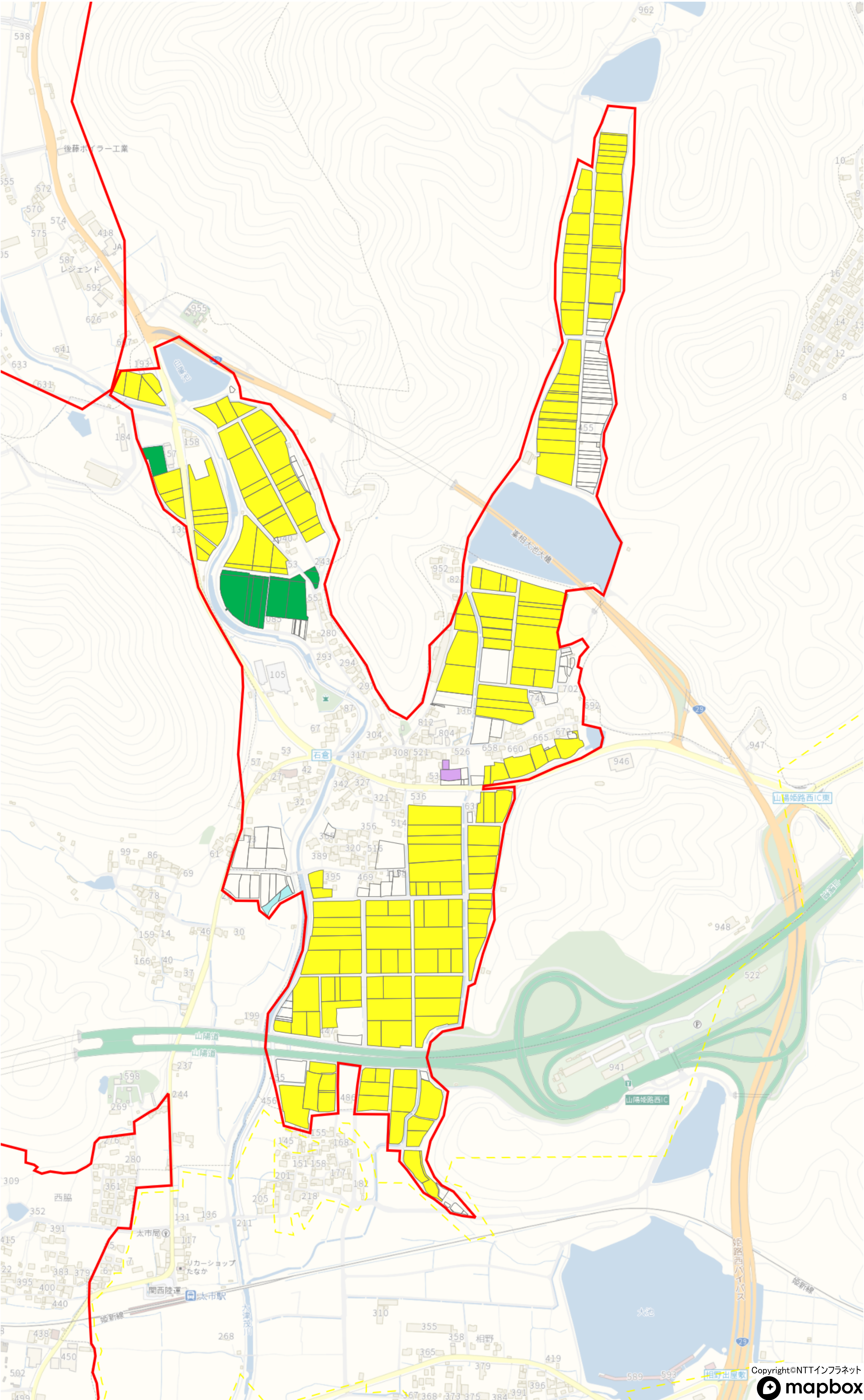
7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



目標地図(表案)

目標地図(現状)

219.石倉

A

B

C

D

今後検討